

佐賀県過疎地域持続的発展計画

令和3年度～令和7年度

令和3年12月

佐賀県

目 次

1	基本的な事項	1
(1)	県内過疎地域の概況	1
(2)	基本的な方向	1
(3)	各地域ごとの基本的な方向	2
(4)	持続的発展のための基本目標	4
(5)	計画の達成状況の評価に関する事項	4
(6)	計画期間	4
2	移住及び定住、地域間交流の促進、人材の育成	5
(1)	移住及び定住	5
(2)	地域間交流の促進	5
(3)	人材の育成	5
3	産業の振興	7
(1)	農業の振興	7
(2)	林業の振興	7
(3)	水産業の振興	8
(4)	地場産業の振興	8
(5)	企業の誘致対策	8
(6)	起業の促進	8
(7)	商業の振興	9
(8)	観光	9
(9)	港湾の整備	9
(10)	情報通信産業の振興	9
4	情報化	13
5	交通施設の整備、日常的な交通手段の確保	13
(1)	基幹的な市町村道等の整備	13
(2)	国・県道等の整備	13
(3)	交通確保対策	16
6	生活環境の整備	16

7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進・・・	16
(1)	子育て環境の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
(2)	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進・・・・・・・・	17
8	医療の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
9	教育の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
10	集落の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
11	地域文化の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
12	再生可能エネルギーの利用の推進・・・・・・・・	20
(1)	再生可能エネルギー利用推進の方針・・・・・・・・	20
(2)	自然環境・地域特性を生かした再生可能エネルギーの利用推進・・・	20
13	人的及び技術的並びに行財政上の援助・・・・・・・・	22
(1)	移住及び定住・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
(2)	農業の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
(3)	林業の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
(4)	水産業の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
(5)	地場産業の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
(6)	企業の誘致対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
(7)	商業の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
(8)	観光の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
(9)	交通施設の整備、日常的な交通手段の確保・・・・・・・・	27
(10)	生活環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
(11)	子育て環境の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
(12)	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進・・・・・・・・	30
(13)	医療の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
(14)	教育の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
(15)	集落の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
(16)	地域文化の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34

佐賀県過疎地域持続的発展計画

1 基本的な事項

(1) 県内過疎地域の概況

本県の過疎地域は、県下20市町のうち11市町（このうち5市1町は、一部の区域が過疎地域とみなされる市町）である。対象地域を地理的な条件から大別すると、脊振山系に属する北部山間地域、玄界灘に面した北部沿岸地域、天山山麓から北西部に至る県央地域、黒髪連山に面した県西地域、佐賀平野に面した杵島地域、有明海に面した南部沿岸地域の6地域である。

過疎地域区分

地域区分	過疎地域
北部山間地域	佐賀市のうち旧富士町及び旧三瀬村の区域 唐津市のうち旧七山村の区域、神埼市のうち旧脊振村の区域
北部沿岸地域	唐津市のうち旧肥前町、旧鎮西町、旧呼子町の区域
県央地域	唐津市のうち旧相知町及び旧巖木町の区域、多久市
県西地域	有田町のうち旧有田町の区域
杵島地域	武雄市のうち旧北方町の区域、小城市のうち旧芦刈町の区域 大町町、江北町、白石町
南部沿岸地域	太良町

(2) 基本的な方向

過疎地域は、食料、水及びエネルギーの安定的な供給、自然災害の発生の防止、生物の多様性の確保その他の自然環境の保全、多様な文化の継承、良好な景観の形成等の多面にわたる機能を有し、これらが発揮されることにより、国民の生活に豊かさや潤いを与え、国土の多様性を支えている。

また、東京圏への人口の過度の集中により大規模な災害、感染症等による被害に関する危険の増大等の問題が深刻化している中、国土の均衡ある発展を図るため、過疎地域の担うべき役割は、一層重要なものとなっている。

一方で、過疎地域においては、人口の減少、少子高齢化の進展等他の地域と比較して厳しい社会経済情勢が長期にわたり継続しており、地域社会を担う人材の確保、地域経済の活性化、情報化、交通機能の確保及び向上、医療提供体制の確保、教育環境の整備、集落の維持及び活性化、農地、森林等の適正な管理等が喫緊の課題となっている。

このような状況に鑑み、近年における過疎地域への移住者・関係人口の増加、革新的な技術の創出、情報通信技術を利用した働き方への取組といった過疎地域の課題の解決に資する動きを加速させ、これらの地域の自立に向けて、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上が実現するよう、全力を挙げて取り組むことが極めて重要である。

(3) 各地域ごとの基本的な方向

① 北部山間地域

ア 都市圏域に近いという地の利を活かす

脊振山地に挟まれ、福岡都市圏域及び佐賀市市街地に近接しており、今後も観光入り込み客が安定的に見込めることから、地域間交流の促進、観光レクリエーション施設の整備を図る。

また、福岡都市圏域等からの若年者の定住を図るために、道路など生活環境基盤を整備し、地域間の交流を促進するとともに、地域の活性化を推進する。

イ 豊かな自然を活かす

自然志向の高まりの中、福岡都市圏域等からの観光客が増加しており、夏季冷涼な気象条件と緑豊かな自然、多彩な農林産物などを活かし、付加価値の高いサービスを提供するなど魅力向上を図り、福岡都市圏との交流による観光産業の振興を推進する。

また、地域の住民が快適な生活を満喫できるように生活環境の整備や教育等の充実を図る。

ウ 高齢者を活かす

増加している高齢者がいつまでも元気に地域で生活できるように、保健、医療、福祉の総合的なサービスを受けることができるようにするとともに、高齢者が地域に活力を生み出す一員として活動できるように、生きがい対策を実施する。

② 北部沿岸地域

ア 海を活かす

玄海の美しい景観と新鮮な海の幸、大陸との交流と歴史のロマンなどを活かして、今後も観光入り込み客が安定的に見込めることから、観光リゾート基地の形成に努め、広域観光ルートの整備を図る。

また、地場産業である農業及び漁業と観光との連携強化を図るためにも、地域の基幹産業である農業生産の安定と水産業の積極的な振興、加えて地域資源の活用による産業の振興及び起業を図る。

さらに、交通体系、生活環境及び医療体制の整備による定住を促進する。

イ 高齢者を活かす

増加している高齢者がいつまでも元気に地域で生活できるように、保健、医療、福祉の総合的なサービスを受けることができるようにするとともに、高齢者が地域に活力を生み出す一員として活動できるように、生きがい対策を実施する。

③ 県央地域

ア 佐賀市と唐津市の間に位置する地の利を活かす

県都佐賀市から第2の都市唐津市を結ぶ交通の要路にある。野菜・果樹等農産物に恵まれ、多数の誘致企業及び店舗が立地しており、しかも本県のほぼ中央部に位置し、通勤等の便利がよいことから定住環境等の整備を図る。

イ 九州横断自動車道、西九州自動車道及び佐賀唐津道路を活かす

九州横断自動車道、西九州自動車道及び佐賀唐津道路を活用した企業誘致の推進と地域の農産物等の生産・加工・販売・宣伝を一体化した農林業の複合的経営手法の積極的導入及び商工業の振興を図る。

ウ 高齢者を活かす

増加している高齢者が元気に地域で生活できるように、保健、医療、福祉の総合的なサービスを受けることができるようにするとともに、高齢者が地域に活力を生み出す一員として活動できるように、生きがい対策を実施する。

④ 県西地域

ア 陶磁器産業・文化を活かす

400年の伝統と歴史を有する有田焼の更なる振興を図るため、原材料の確保をはじめ、多様化する市場ニーズに応じた新商品や新技術の開発、国内外における販路拡大、多様な人材の確保・後継者育成等の取組を支援する。

イ 観光資源を活かす

魅力ある観光資源・伝統文化・特産品などを生かした着地型観光・交流プログラムや新たな観光コンテンツの開発を行い、観光まちづくりを推進する。

また、地域のストーリーと周遊性を持った広域観光体制の充実を図っていき、通年観光客の増加につなげる。

⑤ 杵島地域

ア 西九州地域の交通の要衝という地の利を活かす

九州横断自動車道、有明海沿岸道路及び西九州地域への鉄道・道路の結節点である立地性を活かし、地域間の連携強化や交流促進のための道路整備を実施するとともに、地域への企業の積極的誘致や観光施設の整備や広域観光情報の提供機能の整備を図る。

住民にとって住み良い生活環境の整備や、本県の貴重な資源である有明海の水質を守るためにも、下水道等污水处理施設の整備を促進する。

イ 高齢者を活かす

増加している高齢者がいつまでも元気に地域で生活できるように、保健、医療、福祉の総合的なサービスを受けることができるようにするとともに、高齢者が地域に活力を生み出す一員として活動できるように、生きがい対策を実施する。

⑥ 南部沿岸地域

ア 豊かな食材を活かす

自然豊かな山と海に恵まれ、年間を通じて季節の山海の食材を提供できることから、食材豊かな地域として情報発信を行い、交流人口の拡大を図る。

イ 豊かな自然を活かす

農林水産一次産品に地域内で付加価値を加え、観光との融合により地域の雇用を確保し、地域の活性化を図る。

(4) 持続的発展のための基本目標

本計画で定める各分野別の施策を推進することで、2025年の県内人口を78万人程度維持する。

(5) 計画の達成状況の評価に関する事項

社会経済情勢の変化等に適切に対応していくため、毎年度実施するマネジメントサイクルにより見直しや新たな取組等の企画立案を行い、それを計画に反映する。

(6) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

2 移住及び定住、地域間交流の促進、人材の育成

(1) 移住及び定住

移住希望者に佐賀県の暮らしやすさ等の魅力を発信するため、市町と連携したセミナーや移住相談会、体験ツアー等を通して佐賀県に共感してもらい、新たな人の流れを創出する。

また、テレワークの浸透により、働く場所を選ばない働き方が広がっている状況を受け、移住後も引き続き移住前の仕事をテレワークで続ける「テレワーク移住」等、新たな移住のスタイルの普及に努める。

さらに、本県への移住者の定住を促進するため、定住支援を担う地域おこし協力隊を配置し、移住者の「移住後の生活」に寄り添い、交流を促進する取組を強化する。

(2) 地域間交流の促進

地域が自然、歴史、伝統等の地域資源を活かして、他の地域と交流を行い、相互のニーズを充足させ、持続的発展を図る事業に対して支援を行う。

(3) 人材の育成

過疎地域において、地域住民による地域資源を活用した自発的主体的な地域（自発の地域）づくりの核となる人材の育成・確保のためには、若い世代が地域づくりに興味を持ち、活動を担う人材となる仕組み作りが必要。

そのため、若い世代が地域づくりに興味を持ち、活動に参画するきっかけをつくり、新たな自発の地域づくりの動きの創出に努める。

事業名	事業内容
(1) 移住及び定住	<p>①さが移住サポートデスクの設置・運営 移住希望者の相談を受け付ける窓口を開設し、しごとと暮らしを一体的にサポートする。</p> <p>②移住促進のための広報事業 暮らしやすさや子育て環境の良さ等、本県の魅力を発信することで、イメージ向上を図り、移住を考えてもらう機会を創出する。</p> <p>③地域おこし協力隊の配置 さが移住サポートデスクに、地域おこし協力隊「アフター移住サポーター」を配置し、本県への移住者の「移住後の生活」に寄り添い、交流を促進する取組を強化することにより、移住者の孤立感を解消し、定住を促進する。</p>

<p>(3) 人材の育成</p>	<p>①都道府県過疎地域等政策支援員 過疎地域その他条件不利地域を有する複数の市町の施策の企画立案、指導・助言、関係者調整等の支援の業務に従事する都道府県過疎地域等政策支援員の導入を必要に応じて検討する。</p> <p>②過疎地域持続的発展支援事業 地域リーダーの育成、地域間の交流やネットワークを強化するため、過疎地域持続的発展事業の活用を必要に応じて検討する。</p> <p>③SAGA ローカリストアカデミー事業 主に若い世代に地域づくり活動にもっと興味を持ってもらい、地域づくりを担ってもらう仕組みを構築し、県内で地域づくりの新たな動きを創出する。 また、すでに地域づくり活動に取り組む人材（ローカリスト）同士の横のつながりをつくとともに、個々の活動の磨き上げや県内幅広い地域での地域づくり活動のきっかけを創出する。</p>
------------------	--

3 産業の振興

(1) 農業の振興

近年の農業・農村を取り巻く情勢は、農業従事者の減少や高齢化の進行、農産物価格の低迷や生産コストの増加等による農業所得の伸び悩み、農業用水利施設等の老朽化による維持管理費の増加、さらには中山間地域を中心とした耕作放棄地の増加、有害鳥獣被害の発生など厳しい状況にある。

本県の農業・農村の一層の発展を図っていくためには、稼げる農業経営体の創出や次世代の担い手の確保・育成などを推進し、磨き、稼ぎ、未来につながる農業の確立や活力ある農村の実現をめざす。

また、生産基盤の整備や農業用水利施設の適切な維持・管理をはじめ、ワイヤーメッシュ柵等の導入や有害鳥獣の捕獲等による有害鳥獣対策や、日本型直接支払制度等を活用し、国土の保全や水源涵養などの多面的機能の保全などの地域振興対策を図る。

過疎地域においては、それらに加えて、自然条件などの地域資源を活かし、果樹、野菜、花き畜産等の高収益農業や地域農産物を活かした農村ビジネスの展開、さらには、農産物直売所や観光農園等を活用したグリーン・ツーリズムによる交流人口の拡大など多彩な取組を推進する。

また、中山間地域においては、気候条件や棚田などの地形条件を生かした特色ある多彩な農業生産活動、棚田の景観などの特性を活かした都市との交流を促進するため、地域の実情に即した生産基盤の整備や、快適な農村環境づくりなどを推進する。

(2) 林業の振興

森林資源を循環利用し、林業・木材産業の振興を図るため、県産木材の生産から流通・加工、消費に至る一貫した取組を推進する。

具体的取組として、主伐や主伐後の再生林及び間伐等を適正に実施するとともに、林業採算性の向上を図り、安定した木材生産を確保するため、森林作業の機械化や森林の集約化を推進し、作業の効率化による県産木材の供給拡大及び林業事業体の経営基盤の安定強化を促進する。

併せて、森林の管理・経営を安定的に持続できるよう、森林組合などの林業事業体の林業従事者の確保・育成を図るとともに、地域リーダー、林業研究グループ等の後継者の育成を図る。

また、県産木材の需要拡大を図るため、製材・加工・流通における安定供給体制づくり、公共施設・公共工事等や民間施設における県産木材の利用拡大を推進するとともに、地球温暖化等の環境問題に対する関心が高まる中、再生利用が可能で環境にやさしい木材の良さや利用について、県民への啓発普及を推進する。

さらに、山村地域の活力を維持向上させるため、しいたけなど特産林産物の生産振興を図るとともに、豊かな自然環境など山村特有の地域資源を活用し、特色ある地域づくりと生活環境の改善等による定住条件を整備する。

(3) 水産業の振興

水産業の振興に当たっては、需要の動向に即した水産物の生産を目指し、漁業生産の増大と漁家経営の安定向上を図る。

このため、種苗放流を中心とした栽培漁業と育成場である漁場の整備と併せて、資源管理を一体的に推進するとともに、養殖業の振興に資するため、漁場環境の維持・保全に努める。

また、漁港施設の長寿命化や機能強化を図るとともに、漁港における就労環境の改善、漁港海岸の保全整備を促進する。

(4) 地場産業の振興

県産品の製造・販売の事業者に対し、多様化・高度化する生活者ニーズに的確に対応できるよう商品開発力や商品価値の訴求力、技術力の強化、人材の育成、販路拡大、情報通信技術等を活用した販売促進や情報発信等、経営資源の充実・強化を支援し、県産品の売上拡大を図る。

(5) 企業の誘致対策

企業誘致により、新たな雇用機会の創出と、これに伴う地域経済の活性化を図ることができる。

そのため、雇用効果が見込まれる製造業をはじめ、若者の雇用の受け皿となる事務系企業や本社機能の誘致にチャレンジし、地元での雇用を創出することにより、多くの若者の定着を図る。

また、製造業等の受け皿となる産業団地や、事務系企業が入居するオフィスの整備を進めるとともに、地元市町と連携して積極的に企業誘致に取り組む。

(6) 起業の促進

過疎地域における起業の促進には、地域の課題をバネに、世界に通用する革新的なビジネスアイデアを生み出し、大きく育てていくことが重要である。

このため、佐賀県産業イノベーションセンターを中心として、佐賀だからこそ、世界を目指す起業家の発掘から育成、事業拡大まで一貫した支援を行う。

シードの絶対数が相対的に少ないという特性を、逆に個別案件に対するきめ細かな支援が可能という長所としてとらえ、将来有望な起業家等に対し伴走型のきめ細やかな支援を行っていく。

また、商工会等の中小企業関係団体、県工業技術センター等の試験研究機関等が互いに連携を図りながら、起業（創業・新分野進出）に関する相談・助言や、財務・技術などの専門家派遣事業、県制度金融による資金供給の円滑化及び各種支援制度等に関する情報提供等の各種施策により、起業（創業・新分野進出）者等に対する研究開発から、商品化・事業化及び販路開拓までの一貫した支援を行う。

(7) 商業の振興

人口減少社会の進展に伴い、商業の担い手やマーケットの縮小が進む中で、店舗経営の経験がない方の新規出店支援、空き店舗を資産と捉えた前向きな取り組み等に対する支援、移住を伴う起業の支援、買い物弱者に対する円滑な商品購入機会の提供の支援等を行い、地域商業の活性化を図る。

(8) 観光の振興

恵まれた自然景観や、豊かな歴史・文化資源など佐賀らしい「本物」の観光資源を活かした観光地域づくりを推進するとともに、広域観光ルートの確立を促進する。

観光資源の発掘や磨き上げ、そのために必要となる地域における観光の担い手育成を図るほか、自主財源の確保、受入体制の整備、ターゲットに応じた的確な情報発信の一層の充実を図る。

(9) 港湾の整備

港湾は、交通の拠点であるとともに、産業の振興についても重要な役割を果たしており、老朽化対策や利便性向上等により港湾機能の充実を図る。

(10) 情報通信産業の振興

情報通信産業は、従業者1人当たり付加価値額が高く、また将来性があることに加え、企業立地上の制約が少なく、過疎地域の活性化と持続的発展のために有望である。

このため、過疎地域における情報通信産業の事業化を促進するため、佐賀県産業スマート化センターをハブとしたビジネスマッチングの推進など事業展開のサポートを行うとともに、プログラミング等の技術を持った人材の育成事業を実施する。

事業名	事業内容
(1) 農業の振興	土地基盤整備事業 ①県営かんがい排水事業 ・多久導水路地区（多久市） 用水路 6,380m、用排水路 3,440m、附帯工 一式 ・羽佐間水道地区（多久市・江北町） 用水路 520m、用排水路 2,860m、附帯工 一式 ②県営中山間地域総合整備事業 ・北多久地区（多久市） ほ場整備 一式 ③県営ため池等整備事業 ・下田木場地区（唐津市相知町） 堤体工 ・池新地区（唐津市相知町） 堤体工

(3) 水産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・福母宮ノ浦地区（大町町） 堤体工 ・上畑川地区（江北町） 耐震対策 ・畑川地区（江北町） 耐震対策 ・宮浦地区（江北町） 耐震対策
	④ 県営地盤沈下対策事業 <ul style="list-style-type: none"> ・佐賀中部地区（小城市芦刈町） 用排水路工
	⑤ 県営基幹水利施設ストックマネジメント事業 <ul style="list-style-type: none"> ・下大町地区（大町町） 排水機場 1箇所 ・新明地区（白石町） 排水機場 1箇所
	⑥ 県営海岸保全事業 <ul style="list-style-type: none"> ・廻里江地区（白石町） 堤防工 2,487m
	⑦ 県営ため池等整備事業（用排水施設） <ul style="list-style-type: none"> ・羽佐間地区（多久市） 頭首工 ・宮ノ浦地区（多久市） 頭首工
	⑧ 県営クリーク防災機能保全対策事業 <ul style="list-style-type: none"> ・小城地区（小城市芦刈町） 用排水路工 ・白石地区（白石町） 用排水路工
	① 沿岸漁場整備開発 漁場環境保全創造事業
	② 漁港施設の整備 県営漁港漁村活性化対策事業 <ul style="list-style-type: none"> ・高串漁港（唐津市肥前町） 浮棧橋設置
	③ 漁港施設の維持・強化 県営漁港施設ストックマネジメント事業 <ul style="list-style-type: none"> ・高串漁港（唐津市肥前町） 機能保全対策 ・名護屋漁港（唐津市鎮西町） 機能保全対策 ・呼子漁港（唐津市呼子町） 機能保全対策 ・福所江漁港（小城市芦刈町） 機能保全対策 県営漁港施設機能強化事業 <ul style="list-style-type: none"> ・名護屋漁港（唐津市鎮西町） 耐震耐波性機能強化

<p>(4) 地場産業の振興</p>	<p>陶磁器等海外市場開拓支援事業 海外エリア別で展示会出展や現地テストマーケティングを行い、海外市場における産地事業者の商流確立と販路拡大を支援する。</p>
<p>(5) 企業の誘致対策</p>	<p>県税の課税免除 産業振興促進区域において製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の用に供する設備を取得等したのものに対する事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除を行う。</p>
<p>(6) 起業の促進</p>	<p>①Startup の聖地 SAGA 推進事業 起業家の掘り起しや育成、ビジネス創出を担う Startup Gateway SAGA の実施や伴走支援を担うスタートアップコンシェルジュの配置などを通じて、佐賀から世界を担う起業家等を輩出する。</p> <p>②資金調達支援事業 クラウドファンディング等の活用を支援する独自の協定制度や投資家目線でビジネスをブラッシュアップする Startup Boost SAGA などを通じて、事業実現に必要な資金調達を支援する。</p> <p>③ビジネス確立支援事業 起業家等が開発したプロダクトやサービスをビジネスパートナーとマッチングする Startup Connect や、起業家等自身がプロモーションのノウハウを習得する Startup Promote などを通じて、事業拡大へ向けた協業等を支援する。</p> <p>④県税の課税免除（再掲） 産業振興促進区域において製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の用に供する設備を取得等したのものに対する事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除を行う。 過疎地域において畜産業、水産業を行う個人に関する事業税の課税免除を行う。</p>
<p>(8) 観光の振興</p>	<p>観光客等の誘致促進を図るために、観光資源の発掘や磨き上げ、そのために必要となる地域における観光の担い手育成を図るほか、自主財源の確保、受入体制の整備、ターゲットに応じた的確な情報発信の一層の充実を図る。</p>

<p>(9) 港湾の整備</p>	<p>港整備交付金事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・呼子港(先方地区) 護岸、緑地 ・呼子港(呼子地区) 浮棧橋
<p>(10) 情報通信産業の振興</p>	<p>①産業DX啓発推進事業</p> <p>産業スマート化センターをハブとして、テクノロジーのビジネス利活用に関する啓発や相談、マッチングなどを行うとともに、アウトリーチによる裾野の拡大や伴走支援によるモデル事例の確立を行う。</p> <p>②DX人材拡大推進事業</p> <p>SAGA Smart Samurai を通じて AI や機械学習で用いられる Python 人材の育成確保を図るとともに、企業との交流や大規模イベント支援を通じて人材面から企業のDXを支援する。また、SAGA Smart Ninja では社内DXの牽引役となる人材の育成のためノーコードやクラウド等による業務改善手法の習得を支援する。</p>

4 情報化

本県では、これまで、超高速ブロードバンドの未整備地区及び携帯電話の不感地区の解消を掲げ、民間通信事業者に整備を働きかけるとともに、ケーブルインターネットの高度化や市町の施設整備に対する財政支援などを行ってきた結果、県内において、固定系通信又は移動系通信により超高速ブロードバンドを利用できる環境や携帯電話の通信環境について整備が進んできたところである。

一方、インターネットの活用が様々な分野で広がる中、テレワーク、オンライン授業といった双方向大容量通信が急速に進み、その通信基盤として光ファイバの必要性が高まっているが、山間部や過疎地域の一部については整備が遅れている地区がある。

また、携帯電話事業者によって整備が進められている第5世代移動通信システム（5G）についても、市街地に比べ山間部や過疎地域の整備が遅れる懸念があり、国や民間通信事業者に整備の促進を働き掛けていくなど、引き続きデジタルデバイド対策に取り組む。

また、手軽にインターネットサービスを利用できる環境が広がり、個人による情報の受発信が可能となったことから、県情報の提供にあたってソーシャルネットワークサービスなどのコミュニケーションツールやオープンデータなどを効果的に活用するとともに、市町が行う魅力ある地域情報の積極的な発信や生活環境、医療、福祉など住民生活に身近な分野にICTを利活用する取組を支援する。また、県民の情報モラルの向上等に取り組むことで、県民の安全・安心なICT利活用を促進する。

事業名	事業内容
佐賀県防災行政通信ネットワーク整備事業	佐賀県防災行政衛星通信施設の充実・強化及び県本庁・県現地機関、市町、防災関係機関等に無線設備の充実・強化を図る。
デジタルデバイド対策事業	ネットセキュリティの啓発等を通じて、県民のネットに関する理解を深めることにより、利用の不安を払しょくし、ネットの恩恵をより多くの県民が享受できる環境の向上を図る。

5 交通施設の整備、日常的な交通手段の確保

(1) 基幹的な市町村道等の整備

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第16条の規定による基幹的な市町村道等の県代行整備については、その重要性、周辺の国・県道との連携等に配慮し、実施する。

(2) 国・県道等の整備

本県は“幹線道路ネットワークの整備”、“暮らしに身近な道路の整備”、“道路の防災対策の推進”の3つの柱を基本方針として道路整備を進めている。

国道（県管理区間）及び県道については、過疎地域間及び都市部との連携・交流の強化を基本とした道路網の整備を促進する。

また、農林道については、農業及び林業の基盤整備及び農山村の生活環境の整備に資するため整備する。

このため、国道（県管理区間）は、国道444号（白石町）をはじめ4路線、延長約7.4kmについて、県道は、多久若木線（多久市）をはじめ14路線、延長約11.2kmを整備する。

街路は、泉山南川良原線の0.6kmを整備し、林道は、角の内線をはじめ4路線、延長約9.6kmを整備する。

国道の整備

事業名	事業内容	
国道の整備 (県管理区間)	(1) 新設 ・ 444号（福富鹿島道路） L=3,600m、W=10.5m	白石町
	(2) 改良 ・ 323号（内野工区） L=320m、W=12.0m	佐賀市富士町
	・ 323号（柳瀬工区） L=2,500m、W=11.0m	唐津市七山
	・ 498号（北方工区） L=380m、W=15.0m	武雄市北方町
	・ 444号（福富下分工区） L=460m、W=11.75m	白石町
	・ 207号（大浦工区） L=170m、W=10.75m	太良町

県道等の整備

事業名	事業内容	
県道の整備	(1) 新設 -	
	(2) 改良 ・ 前原富士線（上無津呂工区） L=750m、W=9.0m	佐賀市富士町
	・ 三瀬栗並線（下合瀬工区） L=1,000m、W=10.0m	〃
	・ 伊万里畑川内厳木線（平山下工区） L=1,700m、W=10.0m	唐津市相知町
	・ 高串港線（高串港工区） L=620m、W=8.25m	唐津市肥前町

農道の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・相知巖木線（本山工区） L = 400m、W = 10.5m ・多久若木線（長尾工区） L = 600m、W = 11.0m ・多久若木線（東の原工区） L = 300m、W = 13.0m ・岸川勘原線（岸川工区） L = 700m、W = 9.5m ・多久江北線（別府工区） L = 510m、W = 12.5m ・武雄福富線（蔵堂工区） L = 500m、W = 12.0m ・武雄多久線（馬神工区） L = 800m、W = 10.5m ・三瀬神埼線（広滝工区） L = 550m、W = 9.75m ・牛津芦刈線（芦溝工区） L = 140m、W = 15.0m ・大木有田線（黒牟田工区） L = 250m、W = 9.75m ・川棚有田線（大野・桑古場工区） L = 1,200m、W = 16.0m ・武雄福富線（福富工区） L = 200m、W = 14.5m ・武雄福富線（馬田工区） L = 120m、W = 14.5m ・多久江北線（上小田工区） L = 830m、W = 10.5m 	<p>唐津市巖木町</p> <p>多久市</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>武雄市北方町</p> <p>〃</p> <p>神崎市脊振町</p> <p>小城市芦刈町</p> <p>有田町</p> <p>〃</p> <p>白石町</p> <p>〃</p> <p>江北町</p>
	<p>(3) 橋 梁 -</p> <p>(4) 改良（街路）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泉山南川良原線 L=620m、W=9.2m 	<p>有田町</p>
	<p>(1) 新設 -</p> <p>(2) 改良 -</p> <p>(3) 舗装</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多良岳オレンジ海道太良地区 L = 5,930m 	<p>太良町</p>

林道の整備	(1)新 設 ・角の内線 L=3,322m、W= 3.0m ・横川線 L=3,510m、W= 3.6m ・あせび線 L=1,170m、W= 3.5m ・灰の元線 L=1,580m、W= 3.5m	太良町 〃 唐津市巖木町 多久市
-------	---	---------------------------

(3) 交通確保対策

過疎地域で生活する住民の通勤・通学等、日常生活における移動手段を確保するため、地方バス路線及び離島航路の維持・改善を図るとともに、コミュニティバスやデマンドタクシーなど地域の実情に応じた生活交通の確保を図る。

6 生活環境の整備

過疎地域の立地条件に応じ、経済的で有効な生活排水処理施設整備手法の選定やコスト縮減工法について、関係市町に対し情報提供や助言を行い、快適で衛生的な居住環境の形成が図られるよう、生活排水処理施設の整備を促進する。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 子育て環境の確保

安心して子どもを産み育てるという希望がかなえられるとともに、全ての子どもが健やかに成長できる佐賀県を目指し、令和2年3月に「佐賀県次世代育成支援地域行動計画(第4期)」を策定した。

この計画では、「子どもたちの骨太で健やかな成長を願って」を基本理念に、出会い・結婚・妊娠・出産・子育てのライフステージに応じた3つの基本施策を掲げ、切れ目ない支援を展開していく。

具体的には、「結婚や出産の希望が叶う環境づくり」として、社会全体で結婚を希望する人を応援する気運の醸成等や、「子ども・若者を支え育てる環境づくり」として、子育て支援の充実や子どもたちが育つ環境づくり等、「配慮が必要な子ども・若者や家庭に寄り添う環境づくり」として、児童虐待防止対策や社会的養育体制の充実、困難を抱える子ども・若者とその家族への支援等を推進していく。

なお、子育て環境の確保として、主に以下の取り組みを行っていく。

① 子育てと仕事の両立支援の推進

保育所や放課後児童クラブなど、保護者のニーズに応じて必要な保育サービスや子育て支援サービスの確保を図る。

② 地域における切れ目ない子育て支援の推進

子どもを産み育てたいと願う全ての人が、安心して楽しく子育てができるように、妊娠期から子育て期にわたる様々な相談やサービスを総合的に受けることができる「子育て世代包括支援センター」の充実を図る。

③ 社会連帯による次世代育成支援の推進

育児の社会化による次世代育成支援に向けた気運醸成を図るとともに、子育てを地域全体で支え合う社会づくりを行う。

(2) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

高齢者の保健及び福祉としては、全ての高齢者が住み慣れた地域で、安心して生活ができ、元気に活躍する、明るく豊かな地域共生社会を目指して、必要な保健福祉サービスを地域において提供できる体制の整備を推進するため、「さがゴールドプラン21（佐賀県高齢者保健福祉計画・佐賀県介護保険事業支援計画）」に基づき、介護と医療双方のニーズ等に柔軟に対応できる在宅を支えるサービスの充実や介護予防・生活支援サービスの充実など、地域包括ケアシステムの推進、特別養護老人ホーム等の施設介護サービスの基盤整備及び老人クラブ、(公財)佐賀県長寿社会振興財団などの活動に対する指導援助を行う。

また、「第2次佐賀県健康プラン」に基づき、少子高齢化や疾病構造の変化が進む中で、生活習慣や社会環境の改善を通じて、「共に支えあい、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現」に努める。

障害者の保健及び福祉としては、障害者が、将来に夢を持って、地域の中で健康で安心して生活し、その持てる能力を十分に発揮しながら、社会の一員としてあらゆる分野に参加、参画することができる社会の実現を目指し、「第5次佐賀県障害者プラン」に基づき、地域生活支援、社会参加、障害者理解、まちづくりの推進などの諸施策について、積極的に指導・援助を行う。

地域福祉の推進としては、誰もが住み慣れた地域で、共に支えあいながら、自らの能力を最大限に発揮し、自分らしく、安心して暮らすことができる社会づくりを促進するため、市町における「地域福祉計画」の策定を支援するとともに、「佐賀県地域福祉支援計画」に基づき、地域における福祉ネットワークの構築、地域福祉の担い手づくり、福祉サービスを適切に利用できる環境づくりを行う。

また、お年寄りや障がいのある方、子育て・妊娠中の方など、多様な人々が自然な形で触れ合う機会を増やし、みんなが自然体で心地よく暮らせる人にやさしいまちのスタイル「さがすたいる」を広めていく。

加えて、各種疾病予防対策を推進する必要があるが、なかでも佐賀県において死因の第1位となっているがんの対策としては、平成26年3月に「佐賀県がんを生きる社会づくり条例」が施行されており、県民ががんを知り、がん向き合って生きる社会の実現を図るため、県民、県、市町、医療機関及び保健医療従事者、医療保険者並びに事業者の責務を明らかにするとともに、がん予防、早期発見の推進、がん医療の充実等、がん対策を総合的かつ計画的に推進する。

歯科保健サービスについては、佐賀県歯科医師会、佐賀県歯科衛生士会と連携し、離島や交通事情の悪い山間部等の地域において、歯科健診及び歯科保健指導の充実を図る。

事業名	事業内容
ホッとコミュニケーション事業	障害者の生活の質を高め、社会参加を促進するため、障害者のICT活用能力を向上させる事業（ICT教室、ICTボランティア養成・派遣、障害者ICTサポートセンター運営等）を実施する。
障害者月間	「障害者週間（12/3～12/9）」を含む1ヶ月（11/15～12/14）を「障害者月間」とし、県民の理解の促進を図るため、障害の有無に関係なく県民同士が触れ合う機会を作るためのイベントを開催する。また、この期間に県内各地で開催されるイベントを掲載したチラシを作成し広く配布することで周知を行う。
福祉人材センター運営事業	福祉人材の確保を図るため、新たな福祉人材の育成や潜在的福祉人材の就労を促進する「福祉人材センター」を運営する。
日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障害者等判断能力が低下している者に対して、福祉サービスの利用に係る相談・助言・支援を行うことにより、福祉サービスの適切な利用を促進し、利用者の権利擁護を図る。
がん予防推進事業	がん検診受診者を増加させるため、がん予防知識の普及・啓発事業を行うことにより、がん検診受診者を増加させ、がん死亡者数の減少を図るとともに、がん患者・家族の支援を行う。
さがすたいる推進事業	県民一人ひとりが、お互いの特性・個性を尊重し、みんなが支え合える佐賀県を目指し、お年寄りや障がいのある方、子育て・妊娠中の方など、多様な人々が自然な形で触れ合う機会を増やしていく。

8 医療の確保

過疎地域において、無医地区はないが、準無医地区が1地区（向島）あり、同地区住民の医療を確保するための巡回診療を行う唐津市に対して補助を実施する。

また、その他の離島・へき地等における医療を確保するため、自治医科大学の運営費の一部を負担し離島・へき地等の医療に従事する医師の確保を図るとともに、同大学の学生及び離島・へき地診療所等に派遣する同大学卒業医師の資質の向上を図る。

さらに、ドクターヘリを運航し、重症患者の救命率の向上や後遺症の軽減を図る。

そのほか、身近な医療の提供が困難になりつつある地域の診療体制を広域的に支援する仕組みを構築し、一次医療の提供体制を確保する。

事業名	事業内容
離島・へき地医療対策	(1) 自治医科大学運営費負担金 (2) 自治医科大学学生研修事業 (3) ドクターヘリ運航事業 (4) 身近な医療提供支援事業

9 教育の振興

教育、スポーツ水準の向上及び生涯学習の推進を図るため、市町が行う小中学校等の教育施設、コミュニティセンターなどの集会施設、スポーツ施設等の整備に対して、必要に応じて助言を行う。

10 集落の整備

集落の活性化や地域力の維持・強化を図るため、各地域の自発的な取組に対する支援や、県内における集落支援員、地域おこし協力隊等の活動円滑化のための支援を行う。

また、人口の減少が著しい中、地域の活力を維持し定住を促進していくため、働く場の確保や美しい景観づくり、活用も含めた空き家対策の推進など定住のための共通的な条件整備を図り、事業効果が高く、優先度が高いものから実施していく。

1 1 地域文化の振興

豊かな自然環境を活かした体験学習、古くから大陸・朝鮮半島と交流のあった歴史的背景を踏まえた歴史学習を行うとともに、郷土を正しく理解し郷土愛を育てるために、地域の歴史と風土に根ざした文化遺産を保護活用する。

また、市町が行う文化的遺産の保存活用に対して、積極的な指導・援助を行う。

事業名	事業内容
名護屋城跡並びに陣跡 保存整備事業	本城跡、陣跡の発掘調査及び環境整備等 ○特別史跡指定地 唐津市鎮西町、同呼子町 ・名護屋城跡 1カ所 ・陣跡 23カ所 指定地面積7.3ha

1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 再生可能エネルギー利用推進の方針

本県では、再生可能エネルギーを中心とした社会の実現に向けて、「佐賀県再生可能エネルギー等先進県実現化構想」を策定している。

この構想では、「県内発や県にゆかりある人・企業・技術・製品等で日本・世界の再生可能エネルギー等の普及拡大に貢献」することを目指す姿とし、実現に向け4つの取組方針を定めた。

- ・ 先行して導入が拡大している再生可能エネルギーを更に拡大
- ・ 多様な再生可能エネルギー資源の活用
- ・ 再生可能エネルギー以外のCO₂の削減手段検討
- ・ 海外への展開検討

本構想に基づき、エネルギー起源CO₂の排出削減に貢献するとともに県内産業の活性化・競争力向上のための取組を進めていくこととしており、本県の自然環境や地域特性を生かす再生可能エネルギー利用を推進することで、過疎地域における雇用の創出にも寄与する。

(2) 自然環境・地域特性を生かした再生可能エネルギーの利用推進

①洋上風力発電

北部沿岸地域周辺では、陸地及び沖合も含め風況が良く、玄海原子力発電所が立地することで系統接続の点でも優位性がある地域とされ、洋上風力発電事業の誘致が期待できる地域である。

洋上風力発電は、産業のすそ野が広い分野とされ、再エネ海域利用法に基づき誘致が達成できた場合、離島を中心とした北部沿岸地域に、20～30年の長期にわたる洋上風力発電設備の維持管理に関する安定した雇用機会の創出が期待できる。

このため、国による「再エネ海域利用法に基づく洋上風力発電整備のための促進区域」

への早期指定を目指す。

②小水力発電

小水力発電は、年中・昼夜を通して安定した発電が可能であり、中山間地域は比較的ポテンシャルが高いとされている。近年、地域の河川や農業用水路を活用して、地域住民が自ら発電事業を行い、収益を道路の維持管理などの持続可能な地域づくりの財源にする取組に注目が集まっている。

本県では、平成 30 年度に小規模でも採算のとれる事業モデルを構築しており、共助を目的に地域住民が出資して事業会社を設立して事業開発した事例も創出している。このモデルの導入事例を更に創出することで、地域の持続的発展に貢献する。

③地中熱利用

地中熱は地中の安定した熱エネルギーを空調等に利用する省エネ技術であり、その利用は場所を問わないとされている。施設園芸に取り組む過疎地域において、地中熱を導入することで、重油に依存しない持続的生産が可能な農業の確立や、農作物の付加価値の向上が期待される。

県では、これまで佐賀平野の地中熱ポテンシャルマップを作成するとともに、国立研究開発法人産業技術総合研究所の協力を得て、現状の評価方法では地中熱のポテンシャル評価が難しい県内地域を対象に、地中熱ポテンシャルの新たな評価手法の開発を進めている。

このため、施設園芸分野への地中熱導入技術の開発や導入モデルの構築など、過疎地域における産業振興や生活支援に繋がる取組を推進する。

事業名	事業内容
再エネ先進県イノベーション共創事業	<ul style="list-style-type: none">産学官連携による再エネ関連の研究開発を推進するための研究支援事業の実施、セミナー・交流会開催を行う。地中熱関連産業の振興を図るために、唐津市をモデルに、建設土木工事等で実施される地質調査などの既存資料などを基礎情報として新たな地中熱ポテンシャル評価手法を確立する。
再生可能エネルギー地域活性化事業	地域産業への波及効果が大きい再生可能エネルギーの導入を加速させることで、エネルギー起源 CO ₂ の排出削減に寄与するとともに、新たな資金循環の創出により関連産業の活性化を図る。
洋上風力発電推進事業	国の取組と連動し、漁業協調型洋上ウインドファームを唐津市沖合にて早期に実現させ、県内にメンテナンスを中心とした関連産業を集積させるために必要な各種調査及び地元関係者の認識を深めるための取組等を行う。

1.3 人的及び技術的並びに行財政上の援助

過疎地域の市町等に対する人的及び技術的並びに行財政上の援助に係る主要な制度又は措置は、次表によるものとし、積極的に援助を実施する。

(1) 移住及び定住

事業名	事業内容
移住支援事業(移住支援金の支給)	東京圏在住者が本県に移住し、就業や起業等をする場合に移住支援金を支給することにより、移住促進及び地方の担い手不足の解消を図る。
「テレワーク移住」促進事業	一定期間本県に滞在し、コワーキングスペース等でテレワークを体験する際の滞在費用等の一部を補助する。

(2) 農業の振興

事業名	事業内容
強い農業づくり総合支援交付金	産地の収益力強化と持続的な発展のため、強い農業づくりに必要な産地基幹施設の整備等を支援。 補助率 定額 (1/2以内等)
中山間地域等直接支払交付金	中山間地域等における耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能の発揮を図るため、農業生産活動等を行う農業者に対し、平地地域との生産条件の格差を補正する直接支払交付金に対する補助 単価 急傾斜田 (勾配 1/20以上) 21,000 円/10a 急傾斜畑 (勾配 15度以上) 11,500 円/10a 等
中山間地域所得確保推進事業	中山間地域の所得確保に向けた計画策定に係る調査・調整や農産物の販売戦略の策定、マーケティング調査など販路拡大の取組等に対する補助 補助率 定額 (最大 500万/地区)
農山漁村振興交付金	農山漁村の活性化のため、地域の創意工夫による活動の計画づくりから、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組に対する補助。 補助率 定額・1/2以内 等

鳥獣被害防止総合対策交付金	野生鳥獣による農作物被害を防止するため、鳥獣被害防止の取組や侵入防止柵の整備、有害鳥獣の捕獲等に対する補助 補助率 定額、 1 / 2 以内
山村活性化支援交付金	山村の持つ地域の潜在力を引き出して山村の活性化を図るため、薪炭・山菜等の山村の未利用資源等を地域ぐるみで活用するための活動に対する補助 補助率 定額（1地区当たり上限1,000万円）
畜産基盤整備事業	県産肥育素牛の生産拡大や自給飼料生産・利用拡大を図るため、繁殖農家の施設整備や自給飼料生産農家の機械導入に必要な経費に対し補助 補助率：県 1 / 3 以内（中山間 4 / 10、高性能飼料作物収穫機 1 / 2）、市町 1 / 10 以上
死亡獣畜処理対策事業	死亡獣畜の適正な処理の推進を図るため、死亡獣畜発生時における県外化製場までの輸送経費に対する補助 補助率 1 / 3 以内
肉用牛肥育経営安定特別対策事業	肉用牛肥育経営の安定を図るため、所得低下時の補てん金交付の財源となる生産者積立金に対する補助 補助率 定額
肉豚経営安定事業	肉豚経営の安定を図るため、価格下落時の補てん金交付の財源となる生産者積立金に対する補助 補助率 定額
鶏卵生産者経営安定対策事業	鶏卵生産者の経営の安定を図るため、価格下落時の補てん金交付の財源となる積立金に対する補助 補助率 定額
基盤整備促進事業	農業生産基盤の整備に対する補助 補助率 5.5 / 10 ~ 7 / 10 以内
県単さが農業農村振興整備事業	農業生産基盤、生活環境基盤等の整備に対する補助 補助率 4.0 ~ 5 / 10 以内
土地改良施設維持管理適正化事業	農業水利施設の整備補修に対する補助 補助率 6.0 / 10 以内

団体営農業水利施設ストックマネジメント事業	農業水利施設の整備補修に対する補助 補助率 5.5/10～7/10以内
団体営ため池等整備事業	用排水施設、利活用施設、農業用河川工作物等の整備に対する補助 補助率 8.4/10～9.2/10以内
里地棚田保全整備事業	農業生産基盤整備、土地改良施設等周辺環境の整備に対する補助 補助率 7.5/10以内

(3) 林業の振興

事業名	事業内容
造林事業	森林の持つ公益的機能の高度発揮のための植林、下刈り間伐等の森林整備に対する補助 補助率 36/100～85/100以内
間伐等森林整備促進対策事業	効率的な間伐実施のための基盤整備を行い、県産木材の生産拡大を図るための、高性能林業機械等の導入に対する補助 高性能林業機械 定額 (6/10以内)
さかの林業再生プロジェクト推進事業	小規模で分散している森林の施業の集約化のための、必要経費に対する補助 補助率：集約化に必要な活動経費 8.5/10以内 集約化に必要な機器の導入 6/10以内
佐賀県林業・木材産業成長産業化促進対策交付金	木材需要に的確に対応できる安定的・持続可能な供給体制の構築のための、木材加工流通施設等の整備に対する補助 補助率 1/2以内
林道開設事業	森林の有する多面的機能の維持・増進を図り、森林環境の保全、山村地域の定住基盤等の整備を行うための林道開設に対する補助 補助率 50/100～70/100以内

(4) 水産業の振興

事業名	事業内容
漁港整備事業	水産基盤整備計画に基づき行う漁港施設の整備に対する補助 補助率 本土 50/100～65/100以内 離島 68/100～85/100以内
漁港機能高度化事業	漁港施設の維持補強、局部的な改良等の事業に対する補助 補助率 本土 50/100～65/100以内 離島 68/100～85/100以内
漁港漁村活性化対策事業	漁港の機能向上と高度利用、漁村における交流促進を目的とした活性化対策に対する補助 補助率 本土 50/100～65/100以内 離島 50/100～85/100以内
漁港施設ストックマネジメント事業	漁港施設の機能保全対策（長寿命化対策）に対する補助 補助率 本土 50/100～65/100以内 離島 55/100～85/100以内
漁港小規模事業	国の補助事業に合致しない漁港施設の維持補強若しくは局部的な改良に対する補助 補助率 本土・離島 1/4 以内
浜の活力再生交付金	所得の向上、地先資源の増大、漁業の6次産業化等に資する取組みに対する補助 補助率 1/3、4/10、1/2 以内
小型魚礁設置事業	国庫補助の対象とならない小型魚礁の整備に対する補助 補助率 1/2 以内
小規模漁場改良事業	国庫補助の対象とならない小規模漁場の客土浚渫等に対する補助 補助率 1/2 以内
漁業近代化小規模施設整備事業	国庫補助の対象とならない漁船漁場近代化施設や流通改善施設の整備に対する補助 補助率 1/3 以内

(5) 地場産業の振興

事業名	事業内容
さが伝統産業等創造支援事業	新たな取組として商品開発や販路開拓を行う伝統工芸品の事業者グループに対する補助 補助率 1/2 (重点事業 2/3)
産地再生プロモーション事業	大都市圏の見本市出展等プロモーション活動を行う陶磁器産地組合等に対する補助 補助率 1/2
伝統的工芸品産業振興対策事業	後継者育成のための技術研修等を行う伊万里・有田焼産地組合に対する補助 補助率 1/2

(6) 企業の誘致対策

事業名	事業内容
産業関連施設整備事業費補助事業	産業関連施設（取付道路、橋梁、工業用水道、下水路、排水路、光ケーブル等）の整備に対する補助 補助率 1/2 以内 限度額 1 億円 但し、開発規模が 10ha 未満については、次のとおりとする。 10ha 未満～5ha 以上 5 千万円 5ha 未満～2ha 以上 2 千万円 2ha 未満 1 千万円 なお、工業用水として、佐賀県東部工業用水道を引き込む場合、及び光ケーブルを新たに整備する場合については、限度額なしとする。
工場用地取得事業費利子補給事業	工場用地（3ha 以上）の取得及び造成に係る地方債又は借入金の利子支払額について補助 利子補給率 利子支払額の 1/2 以内 利子補給期間 5 年以内
市町産業団地整備推進事業	市町産業団地（3ha 以上）の造成費用の 1/2 を県が負担

(7) 商業の振興

事業名	事業内容
地域商業活性化支援事業	<p>新規出店者を空き店舗に誘致する事業や、店舗経営の経験がない方への新規出店支援事業、地域商業の活性化に資するソフト事業、買い物弱者に対する円滑な商品購入機会を提供する事業等に対し、市町を通じて支援を行い、地域商業の活性化を図る。</p> <p>補助率 1 / 2</p> <p>移住起業者を佐賀県に呼び込むため、移住起業コーディネーター・サポーターを設置し、移住起業希望者に対し支援を行う。</p>

(8) 観光の振興

事業名	事業内容
佐賀型観光プロダクツ創出事業	<p>地域の事業者や、事業を成功に導くプロデューサーの取組を支援し、地域の観光資源の高付加価値化や新たなコンテンツの発掘を行うことで、「本物のよさ」を体験できる観光プロダクツを創出していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> 観光プロダクツ創出に係る事業費に対する補助 補助率 3 / 4 事業資金調達・事業実施を成功に導くプロデュース支援 資金調達額の20%をプロデューサーへの成功報酬とする。
観光マーケティング対策事業	<p>観光マーケティングに必要な指標となるデータ分析を実施し、分析データの利活用に係る研修等を実施する。</p>

(9) 交通施設の整備、日常的な交通手段の確保

事業名	事業内容
離島航路対策事業	<p>特定離島航路補助 特定離島航路事業の欠損に対する補助 補助率 3 / 4 以内</p> <p>県単離島航路補助 県単離島航路事業の欠損に対する補助 補助率 3 / 4 以内</p>
地方バス路線維持対策	<p>地域住民の生活上必要なバス路線維持に係る補助</p>

くらしを支える移動手段支援事業	市町が運行するコミュニティバスやデマンドタクシーの利用促進や利便性向上の取組を後押しするため、奨励金を交付する。
地域とともに取り組むくらしの移動手段確保推進事業	市町等が行う AI（人工知能）運行システム等の活用事業に対し、導入に要する経費を補助する。

(10) 生活環境の整備

事業名	事業内容
公共下水道事業 (特定環境保全公共下水道を含む。)	市街地及び農山漁村における下水道整備に対する補助 国庫補助率 管渠 5 / 10 以内 終末処理場 5.5 / 10 以内 県費補助 (最適化整備交付金) 起債額から交付税措置額を除いた額の 1 / 2 以内 県費補助 (最適化検討交付金) 当該年度事業費から国費を除いた額の 1 / 2 以内
農業集落排水事業	農村地域において実施する農業集落排水施設の整備に対する補助 国庫補助率 5 / 10 以内 県費補助 (最適化整備交付金) 起債額から交付税措置額を除いた額の 1 / 2 以内 県費補助 (最適化検討交付金) 当該年度事業費から国費を除いた額の 1 / 2 以内
漁業集落環境整備(漁業集落排水) 事業	漁業集落において実施する漁業集落排水施設の整備に対する補助 国庫補助率 5 / 10 以内 県費補助 (最適化整備交付金) 起債額から交付税措置額を除いた額の 1 / 2 以内 県費補助 (最適化検討交付金) 当該年度事業費から国費を除いた額の 1 / 2 以内

<p>浄化槽設置整備事業</p>	<p>浄化槽設置者に対し補助を行っている市町に対する補助 国庫補助額 基準額の範囲内で1/3 県費補助額 基準額の範囲内で1/3</p> <p>浄化槽設置にともなう 単独処理浄化槽撤去費用に対する補助（上限額12万円） くみ取り槽の撤去費用に対する補助（上限額9万円） 槽撤去にともなう宅内配管工事費用に対する補助（上限額30万円） 国庫補助率 1/3、県費補助率 1/3</p>
<p>公共浄化槽等整備推進事業</p>	<p>市町が設置主体となって実施する浄化槽整備に対する補助 国庫補助率 1/3 以内 県費補助 起債額から交付税措置額を除いた額の1/2以内</p>
<p>消防防災施設等整備事業</p>	<p>市町の消防施設等の整備費に対する補助 補助率 5.5/10、1/2、1/3 以内</p>

(11) 子育て環境の確保

事業名	事業内容
地域子ども・子育て支援事業費補助	延長保育、一時預かり、病児保育にかかる費用に対する補助 補助率 1/3 (一部1/2) 以内
地域子ども・子育て支援整備費補助	放課後児童クラブ専用室整備に対する補助 補助率 1/3 以内
児童厚生施設整備費補助	児童館・児童センターの施設整備に対する補助 補助率 1/3 以内

(12) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

事業名	事業内容
地域生活支援事業	障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町及び県が、地域の特性や利用者のニーズに応じた柔軟な形態による事業を計画的に実施するための補助 補助率 国 1/2 以内 県 1/2 以内
地域共生ステーション 地域住民支えあい推進事業費補助	地域において高齢者、障害者、児童等誰もが自然に集い、介護や見守り等の多様なサービスで支え合う拠点を整備し、地域住民、NPO、福祉関係者等による地域福祉のネットワークの形成を図るための補助 補助率 1/2
離島等口腔保健推進事業費補助	唐津市が実施する当該事業に使用する機材の使用に係る経費の補助 補助金上限額 708千円
社会福祉施設等整備費補助	社会福祉施設の施設整備に対する補助 補助率 国 1/2 以内 県 1/4 以内

(13) 医療の確保

事業名	事業内容
へき地診療所運営費補助	へき地診療所運営費の赤字に対する補助 補助率 2 / 3 以内
へき地診療所設備整備費補助	へき地診療所の設備整備費に対する補助 補助率 1 / 2 以内
辺地離島保健医療対策費補助	離島への医師及び看護師の派遣に伴う雇上げ料等に対する補助 補助率 1 / 2 以内

(14) 教育の振興

事業名	事業内容
公立学校等施設整備費補助 (学校給食施設整備)	学校給食に必要な施設設備の整備に対する補助 補助率 1 / 2 (新增築)、1 / 3 (改築)
公立学校等施設整備費補助 (学校体育諸施設整備)	学校水泳プール(新改築、耐震補強)、中学校武道場(新改築)の整備に対する補助 補助率 原則 1 / 3
公立学校等施設整備費補助 (社会体育施設整備)	社会体育施設の整備に対する補助 1 地域スイミングセンター、地域水泳プール新改築、地域スポーツセンター、地域武道センター、地域屋外スポーツセンターの新改築に対する補助 2 社会体育施設耐震化に対する補助 3 ラグビー競技を実施できるスポーツ施設の整備に対する補助 4 社会体育施設の空調整備に対する補助 いずれも補助率 原則 1 / 3
公立学校等施設整備費補助	公立学校の施設整備に対する補助 <負担金事業> 補助率 原則 1 / 2 1-1 小中学校校舎等の新增築 1-2 小中学校等屋内運動場の新增築 1-3 小中学校等の統合校舎・屋内運動場の新增築 1-4 中等教育学校等の建物の新增築 1-5 特別支援学校の小学部・中学部の校舎等の新增築

	<p>< 交付金事業 ></p> <p>2-1 危険建物の改築 補助率 原則 1 / 3 (過疎地域 5.5 / 10)</p> <p>2-2 不適格建物の改築 補助率 原則 1 / 3 (過疎地域 5.5 / 10)</p> <p>2-3 津波移転改築 補助率 原則 1 / 2</p> <p>2-4 地震防災対策 補助率 原則 1 / 3</p> <p>2-5 長寿命化改良 補助率 1 / 3</p> <p>2-6 大規模改造 補助率 1 / 3 (一部 1 / 2)</p> <p>2-7 学校統合に伴う既存施設の改修 補助率 原則 1 / 2 (過疎地域 5.5 / 10)</p> <p>2-8 特別支援学校建物の整備 補助率 原則 1 / 2 (新增築)、原則 1 / 3 (改築等)</p> <p>2-9 公害防止工事等 補助率 1 / 3</p> <p>2-10 へき地教職員住宅等整備 補助率 原則 1 / 2 (過疎地域 5.5 / 10)</p> <p>2-11 屋外教育環境施設の整備 (令和 6 年度までの補助) 補助率 1 / 3</p> <p>2-12 木の教育環境整備 (令和 4 年度までの補助) 補助率 原則 1 / 3</p> <p>2-13 地域・学校連携施設整備事業 (令和 3 年度までの補助) 補助率 原則 1 / 3</p> <p>2-19 防災機能強化事業 補助率 1 / 3</p> <p>2-20 太陽光発電等導入事業 補助率 1 / 2</p> <p>2-21 災害危険施設再建事業 補助率 災害事業に適用されていた算定割合</p> <p>公立学校等施設整備費補助 (幼稚園整備) 公立幼稚園の施設の新增改築や補強工事等に対する補助 補助率 原則 1 / 3</p> <p>総合型地域スポーツクラブ育成事業費補助 総合地域スポーツクラブ育成に対する補助 補助率 1 / 2 以内</p> <p>へき地児童生徒援助費等補助 へき地等の小中学校におけるスクールバス・ボート等購入費、寄宿舎居住費、高度へき地修学旅行費、遠距離通学費、学校間移動費、離島高校生修学支援費及び保健管理費に対する補助 補助率 1 / 3 ~ 2 / 3 以内</p>
--	--

理科教育等設備整備費補助	理科、算数及び数学に関する教育のための設備の整備費に対する補助 補助率国 1/2 以内 県 1/2 以内
特別支援教育就学奨励費補助	小中学校の特別支援学級の就学に係る保護者等の負担の軽減のための補助 補助率 1 / 2 以内
要保護児童生徒援助費補助	経済的に就学困難な児童又は生徒の保護者に対する学用品費等、医療費及び学校給食費に対する補助 補助率 1 / 2 以内

(15) 集落の整備

事業名	事業内容
それぞれの中山間チャレンジプロジェクト	中山間地域のそれぞれの集落や産地が主体的に行う課題の抽出や解決策の検討、及び目標の実現に向けた取組に対する支援
さが未来アシスト事業費補助金	自発の地域づくりの横展開を促進し、活力で満たされた魅力ある佐賀県を将来につなげるため、地域資源を活かした自発の地域づくりに関する取組を支援 補助率 1 / 2 以内 ※佐賀県中山間地・離島・県境振興対策本部において対象となった地域については補助率 9 / 10 以内
七色の島づくり事業 (離島漁業再生支援交付金含む)	離島の自立的発展を促進するため、各島の住民自らが計画を作成し、その将来像に向け実施する取組に対する補助 補助率 定額 5,000 千円 (離島漁業再生支援交付金分については 1 / 2 以内)

(16) 地域文化の振興

事業名	事業内容
国指定等文化財関係事業補助	国指定文化財の保存修理に対する補助 補助率 国庫補助(1/2)控除残の1/2以内、 又は1/3以内 国史跡指定地の土地買い上げに対する補助 補助率 国庫補助(8/10)控除残の1/2以内 開発に伴う事前発掘調査に対する補助 補助率 国庫補助(1/2)控除残の1/2以内
県指定文化財関係事業補助	県指定文化財に対する補助 補助率 補助対象経費の1/2以内、又は3/8以内